

経営会議の内容

件 名	大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について
所 管 部	文化スポーツ部
日時・場所	平成22年4月15日（木） 9：30～10：40 政策会議室
出席者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、スポーツ課長、財政課長、総合政策課長、総合政策課担当係長
提出理由	スポーツ施設の適正な運営とより一層の市民サービスの向上を図るため、利用料金、利用時間等について改正する必要があるため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内登録利用者の優先予約を導入した際に、何らかのトラブルはあったのか。 (所管部) 周知期間を十分にとったことや、近隣他市の施設においても多く導入されている制度であることもあり、特に問題は発生しなかった。 市外登録利用者の利用料金の規定については、個人または団体による専用利用の実態と齟齬を生じさせることなく、都市公園条例における規定とも十分整合を図るべき。 (所管部) 都市公園条例では団体による専用利用しか想定されていないが、条文作成に当たっては、整合を図りながら分かりやすい規定としていく。 利用時間の区分を変更することで、指定管理料についての変更は発生するのか。 (所管部) 指定管理料の変更については、その必要性について明確な基準があるものではなく、その都度、指定管理者と協議を行っていくこととなっている。 今回の改正については、指定管理料の見直しは考えていない。 市外登録利用者の利用料金を通常の「倍額」とした根拠は何か。 (所管部) 都市公園条例に位置付けられている同様のスポーツ施設との齟齬を解消することを目的としていることから、「倍額」とした。 市外登録利用者の利用料金について倍額とすることで、どの様に增收を見込んでいるのか。 (所管部) 全体の利用料金の推計に対して、現状の市内外の比率を積算して計算している。 市外登録利用者の倍額料金の導入で利用が控えられ減収になることも考えられるが、どの様に考えているのか。 (所管部) 現状の抽選倍率からみて、市民の利用ニーズは非常に高く、市民利用についてより一層進めていきたいと考えており、今回の改正を行うこととした。
会議結果	案のとおり、進めていく。